

堺都観第3569号
令和6年3月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市建築都市局
都市計画部長

堺市景観計画（改定案）の策定について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市景観行政にご協力賜りありがとうございます。

平成23年度に現行の堺市景観計画を策定し、「大規模建築物の届出制度」「百舌鳥古墳群周辺地域における認定申請制度」により、色彩等の協議を行い良好な景観形成を図ってまいりました。計画策定から10年以上が経過していることから見直しを行い、このたび改定案を策定しましたので、お知らせいたします。

記

1 計画概要

(1) 計画の目的

良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

(2) 課題

- ・現行の堺市景観計画は平成23年の策定から10年以上が経過していることから、本市上位計画との整合を図る必要がある
- ・重点地域における取組の強化、地域の変化などを踏まえた方針の整理、新たな技術やデザイントレンド等に対応した景観形成基準の見直しなどを行う必要がある

(3) 主な改定内容

①第2章：基本方針の再構成

上位・関連計画の改定を踏まえた再構成

②第3章：地域別景観形成方針の見直し

上位・関連計画の位置づけや地域の変化を踏まえた方針の見直し

③第4章：公共事業の積極的な景観形成の追記

公共事業の役割や今後の公共事業を踏まえた積極的な景観形成の追

記

④第4章：堺環濠都市地域の基準強化

重点的な景観形成を図る地域の位置づけに基づく、景観形成基準等の設定

⑤その他

新技術等に対応した行為の制限（景観形成基準）の追記や屋外広告物の維持管理の観点の充実及び市民・事業者への周知啓発等の観点の充実

2 今後のスケジュール

- ・令和6年3月 パブリックコメントの実施
- ・令和6年6月頃 堺市景観審議会への諮問
- ・令和6年7月頃 堺市都市計画審議会への諮問
- ・令和6年8月頃 堺市景観計画の改定

(問合せ先) 堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

(担当 仲村)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7432 (直通)

FAX (072) 228-8468